

■ 令和6年度 第1回新潟市地域公共交通会議

日時：令和6年4月30日（火）13時30分から

会場：NEXT21 5階（中央区役所 対策室1）

（司 会）

定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回新潟市地域公共交通会議を開催させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、事務局の新潟市都市交通政策課の中澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、公開とさせていただきます。また、議事録を作成するため会議を録音させていただきます、後日、議事の内容を新潟市ホームページに公表いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

最初に、新潟市地域公共交通会議の役割について、改めて確認させていただきます。新潟市地域公共交通会議は、道路運送法施行規則に基づいて、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の利便の増進を図るために必要な事項を審議する場として、新潟市附属機関設置条例に基づいて設置される会議体となっております。会議の内容につきましては、新潟市の区バスや住民バス、エリアバス×タクなどの地域の生活交通についてご審議いただく場として進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、昨年10月の道路運行法の改正により、これまで地域公共交通会議において、他の運行内容と合わせて協議を行っておりました運賃にかかる内容につきましては、今年度より新たに設置した分科会であります新潟市運賃等協議会にて、委員を限定してご審議いただきます。新潟市運賃等協議会につきましては、前回、令和6年1月19日に開催しました令和5年度第4回地域公共交通会議にて委員の皆様にご同意いただいた内容を基に、令和6年4月1日付けで新潟市地域公共交通会議規則を改正し、同日付けで施行いたしました新潟市運賃等協議会設置要綱に基づいて運営いたします。本日、この地域公共交通会議の終了後、第1回目の運賃等協議会を開催させていただきますので、運賃等協議会の委員となられている皆様におかれましては、併せてよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、今回の地域公共交通会議に先立ちまして、令和6年4月1日付けの委嘱状を郵送などで交付させていただきました。委員の皆様の任期につきましては、会議規則第3条第1項により2年と定められており、令和8年3月31日までとなっておりますので、

よろしくお願ひいたします。なお、出口委員につきましては、公募により委員に委嘱されましたのが令和4年6月1日であったことから、任期が令和6年5月31日までとなっておりますので、ご承知おき願ひします。

本日の会議の出席状況ですが、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官の佐塚大志委員が所用のため欠席されています。出席者は9名で、委員総数10名の過半数を超えていますので、会議規則第5条第2項の規定により本会議が成立することをご報告いたします。なお、本日は佐塚委員はご欠席されておりますが、オブザーバーとして国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局より、運輸企画専門官の山岸様にご出席いただいております。

続きまして、今年度、最初の会議となりますので、お手元の出席者名簿の順に自己紹介をいただきたいと思ひます。マイクを事務局よりお渡しいたしますので、橋本委員から願ひいたします。

(橋本委員)

新潟県バス協会の橋本です。よろしくお願ひします。

(佐藤委員)

新潟県ハイヤー・タクシー協会の佐藤です。どうぞよろしくお願ひします。

(渡辺委員)

日頃よりお世話になっております。新潟交通株式会社 乗合バス部の渡辺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(和田委員)

新潟市消費者協会の和田です。よろしくお願ひいたします。

(桜井委員)

新潟県警察本部 交通部交通規制課の桜井と申します。よろしくお願ひいたします。

(小林委員)

連合新潟、新潟地域協議会副議長、小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(丸山委員)

新潟市土木部、丸山でございます。よろしくお願ひいたします。

(鈴木委員)

4月から都市政策部になりました鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひします。

(司 会)

ありがとうございました。

次に、事務局を紹介させていただきます。

都市交通政策課、課長の野坂でございます。

(都市交通政策課長)

野坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく係長の佐久間でございます。

(都市交通政策課係長)

佐久間でございます。よろしく申し上げます。

(司 会)

同じく担当の佐藤でございます。

(都市交通政策課：佐藤)

どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

最後に、改めまして課長補佐の中澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、配布資料等の確認をさせていただきます。配布資料は、次第、委員出席者名簿、座席表、新潟市地域公共交通会議規則、新潟市地域公共交通会議委員名簿、新潟市運賃等協議会設置要綱、新潟市運賃等協議会委員名簿、次第に記載のあります各協議事項の資料一式ということで、資料1から資料4-1になります。最後に参考資料となっております。

なお、新潟市地域公共交通会議規則、新潟市運賃等協議会設置要綱、各委員名簿、協議事項1から3までの資料一式につきましては、後ほど開催いたします運賃等協議会と共通の資料となっております。

ここで、資料の差し替えについてお知らせいたします。資料2-1の1ページ及び2ページ、資料3-1の3ページ並びに参考資料に修正がありましたので、受付にて資料の差し替えをお配りさせていただきました。大変失礼いたしました。

また、資料の不足や落丁などがございましたら、説明の途中でも構いませんので、事務局にお声がけをお願いいたします。

次第2の会長選出に進みます。現時点で会長が不在でございますので、事務局で進行させていただきたいと思っております。都市交通政策課長より会長選出の進行をお願いします。

(都市交通政策課長)

会長選出につきまして進行をさせていただきます。

会長の選出方法につきましては、新潟市地域公共交通会議規則第4条第1項により、委員の皆様の互選となっております。ご出席の委員の皆様から、立候補や推薦などはございますでしょうか。

特にご意見がないようでございますので、事務局からご提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

当会議は、これまでどおり市で主催いたします会議でございますが、会議の内容につきましても、これまでと特段変更はございません。会長につきましては、これまでと同様、新潟市都市政策部長が就任し、会議の進行を進めさせていただくという形でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

(司 会)

ありがとうございました。

会長は鈴木都市政策部長に決定いたしました。

以降の進行を鈴木会長からお願いいたします。鈴木会長は席のご移動をお願いします。

(鈴木会長)

改めまして、都市政策部の鈴木でございます。皆様、ご多忙の中、本日、新潟市地域公共交通会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。速やかな進行を心掛けてまいりますので、どうぞご協力のほど、よろしく申し上げます。

議事に入ります前に、運賃等協議会の会長の指名をさせていただきます。この新潟市運賃等協議会設置要綱第2条第1項に記載しますとおり、協議会の会長は構成員から交通会議長が指名する必要があります。この運賃等協議会は地域公共交通会議と同様に市が主催する会議であることから、地域公共交通会議の会長と兼ねることといたしたいと思っております。どうぞご協力のほど、よろしく申し上げます。

早速議事に入らせていただきます。次第3、議事でございますが、はじめに事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

本日ご審議いただく協議事項の概要につきましてご説明をさせていただきます。次第の3番、議事の欄をご覧ください。

協議事項の1から3につきましては、現在、新潟交通観光バス株式会社が運行するバス路線を、タクシー事業者での運行や他のバス事業者による運行に変更するものです。

全国的に大きな課題となっておりますバスの運転手不足などによりまして、路線バスの運転手の安定的な確保が非常に全国的に困難になっているという状況がございます。

新潟市内を運行いたします新潟交通株式会社、新潟交通観光バス株式会社の運転手の皆様も同様ということでございまして、なかなか応募が多くない中、運転手不足が大きな課題となっているという状況でございます。

そういった状況を踏まえまして、新潟交通観光バス株式会社から、利用が少なく、大型バスでの運行を必ずしも必要としないバス路線につきましては、タクシー車両による運行または他のバス事業者への事業移管について協議をしたいとの申し出を受けました。地域の移動を確保するための代替え手段として検討を進めてまいりましたので、地域公共交通会議の場で、この手段に対します対応の協議を行いたいと考えております。

なお、この協議事項1から3の運賃にかかる内容につきましては、のちほど開催いたします運賃等協議会で別途協議いたしますので、地域公共交通会議では運賃以外の運行内容につきましてご審議いただくということになります。

協議事項4でございますが、令和4年10月から北区长浦地区で運行しておりますエリアバス×タクの運行形態について、路線やダイヤの変更について協議を行うものです。

協議事項1から3につきましては都市交通政策課からご説明し、協議事項4につきましては担当いたします北区地域総務課からご説明いたします。各路線の詳細につきましては担当からご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

協議事項の詳細につきまして説明をお願いします。はじめに【南区】月潟地区住民バス運行計画(変更)(案)について説明をお願いします。

(事務局)

都市交通政策課の佐藤です。

まず、参考資料をご覧ください。新潟市内を走る地域公共交通の概要について説明させていただきます。

新潟市内を走る路線バスは、新潟交通グループを中心に運行しております営業路線のほか、コミュニティバスとして区バスや住民バス等の公共交通があります。

区バスは、政令指定都市移行による区制の導入を背景に、区役所への移動など、区制に伴う新たな移動ニーズやまちづくりへの対応を目的として、現在、7区15路線で本格運行しております。

住民バスは、平成14年の道路運送法改正に伴う路線バスの廃止申し出を背景に、地域住民の必要最低限の生活交通や公共交通の空白、不便地域における生活交通の確保を目的に、10地区14路線を本格運行しております。

その他、タクシー車両を活用した区域運行、いわゆるデマンド交通を北区と南区で実施し

ているほか、主要な集落と目的地をデマンド型の中型車両により運行する「バス軸」と、そこから離れた集落までを小型タクシーにより運行する「エリアタクシー」を組み合わせた新たな公共交通「エリアバス×タク」を、北区長浦地区で令和4年10月から運行しております。

参考資料は、今年度運行しております区バス、住民バス等の路線図となります。赤色の実線が区バス、青色の実線が住民バス、紫色の囲みがデマンド交通の区域、黄色の囲みがエリアバス×タクの区域を示しております。また、緑色の実線で、本日の協議事項に関する路線バスを3路線のみ記載しております。

この中で、南区を走る月潟地区住民バスは、住民バス団体「月潟生活交通運行協議会」が主体となり、新潟交通観光バス株式会社と市で三者協定を締結し運行してきましたが、昨年9月に新潟交通観光バス株式会社より、深刻な運転士不足により運行継続困難の申し出がありました。月潟地域の生活交通を確保するため、住民バス団体である月潟生活交通運行協議会、新潟交通観光バス株式会社、新潟市都市交通政策課および南区で協議を進め、運行可能な事業者への移管を検討してきました。

その結果、太陽交通新潟有限会社と泉観光バス株式会社に、現在南区と西蒲区でジャンボタクシーにより共同運行している路線バス・白根～曾野線の隙間時間を組み合わせることで、令和6年6月1日から移管していただけることとなりました。月潟地区住民バスは平日のみの運行ですので、実際は令和6年6月3日の月曜日からの運行となります。

今回変更となる場所は、資料1に記載してあります赤字で記した運行事業者と運行手段の部分となります。運行経路、バス停位置、運賃などの運行形態、シルバーチケットによる65歳以上半額制度は現状のままとなります。

運行につきましては、資料1-1の6ページをご覧ください。車両は、現在の白根～曾根線と同じ10人乗りジャンボタクシーとなります。

なお、令和3年度から令和5年度の利用実績では、月潟地区住民バスの1回の運行における乗車人数は最大でも10人程度となっており、路線バス車両からジャンボタクシー車両へのサイズダウンを含め、今回の変更内容については先日27日に開催されました南区意見交換会にて地元関係者にもご同意をいただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、【南区】月潟地区住民バス運行計画（変更）（案）につきましては、本会議の同意が得られたものといたします。

続きまして、【南区】路線バス（新飯田～三条線）運行計画（案）について、説明をお願いします。

（事務局）

協議事項2についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

路線バス（新飯田～三条線）は、現在、新潟交通観光バス株式会社が運行しております。この路線は、経費より収入が少ない赤字路線となっておりまして、経費から収入を差し引いた分を新潟市と三条市が距離案分により補助することで運行を存続していただいているという状況です。

先ほどの月潟地区住民バスと同様、昨年9月に新潟交通観光バス株式会社から、運転士不足などの事情により、新飯田～三条線においても現在の路線維持が困難であるとの申し出を受けました。新飯田地域における沿線上にある地域の生活交通を維持するため、三条市、新潟市、南区及び新潟交通観光バス株式会社と協議を進め、運行可能な事業者への移管を検討してきました。

その結果、新飯田～三条線についてはウエスト観光バス株式会社に令和6年6月1日から移管していただけることとなりました。当該路線も平日のみの運行ですので、実際には6月3日の月曜日からの運行となります。

今回の運行事業者変更で変更される主な個所は、資料2の赤字で記した運行事業者と運行手段となります。こちらも、運行経路、バス停位置、運賃などの運行形態、シルバーチケットによる65歳以上半額制度は現状のままとなります。

運行手段につきましては、資料2-1の8ページをご覧ください。運行手段は定員28名のマイクロバスに変更となります。

当該路線の令和3年度から令和5年度の利用実績では、1回の運行における乗車人数は最大でも5人程度というような実績となっており、路線バス車両からマイクロバス車両へのサイズダウンを含め、今回の変更内容については、先月に開催されました南区意見交換会にて地元関係者に同意をいただいております。

また、当該路線は廃止代替え路線として運行経費と収入の差額となる欠損額を新潟市と三条市で補填しておりますが、事業者移管した際も、欠損分は両市で補填することとなります。

当該路線は新潟市と三条市にまたがり運行している路線となりますので、三条市においても、新潟市と同様に、三条市の地域公共交通協議会において今回の事業者変更について協議を行う予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からのご意見、ご質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。

私から一つ質問していいでしょうか。最後のところで、三条市の地域公共交通協議会でもこの議題を諮るといってお話でしたが、三条市の日程はいつくらいかお分かりですか。

(事務局)

三条市の担当にお聞きしたところ、三条市は5月10日頃に会議を予定しているとお聞きしております。

(鈴木会長)

ありがとうございました。では今後、各市、同式のこの協議会に諮って進むということをご理解いただいたうえで、何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、【南区】路線バス（新飯田～三条線）運行計画（案）につきまして、本会議の同意が得られたものといたします。

続きまして、【西蒲区】路線バス（巻～松山～角田線）運行計画（案）につきまして、説明をお願いします。

(事務局)

協議事項の3についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

路線バス（巻～松山～角田線）は、先ほどの新飯田～三条線と同様、現在、新潟交通観光バス株式会社が運行しております。

この路線も、経費より収入が少ない赤字路線であり、経費から収入を差し引いた分を新潟市が補助することで、運行を存続していただいております。

先ほどの月潟地区住民バスや新飯田～三条線と同様、昨年9月に新潟交通観光バス株式会社から、運転士不足などの状況により、現在の路線維持が困難であるとの申し出があり、沿線にある地域の生活交通を維持するため、新潟市、新潟交通観光バス株式会社、西蒲区と協議を進め、運行可能な事業者への移管を検討してきました。

その結果、巻～角田線については新飯田～三条線と同様、ウエスト観光バス株式会社に令和6年6月1日から移管していただけることとなりました。当該路線は土休日も運行しておりますので、実際の運行も令和6年6月1日の土曜日から変更となります。

今回の運行事業者変更で変更される主な個所は、資料3の赤字で記したところとなります。具体的には運行便数、車両、運賃の3点となります。運行経路、バス停位置、シルバーチケットによる65歳以上半額制度は現状のままとなります。



資料 2 - 1、2 ページの運行系統図をご覧ください。運行ルートについては、これまで一部の便では大原神社前と松野尾を通らないルートがありましたが、今回の事業者変更に伴い、全ての便が大原神社前と松野尾のバス停を通ることとなりました。また、これまで一部の便は角田浜海水浴場までは運行せず、角田妙光寺入口が起終点となっておりますが、全ての便が角田浜海水浴場まで運行することとなりました。

3 ページの運行時刻表をご覧ください。便数につきましては、ウエスト観光バス株式会社から、運転手のシフトの問題などにより、現状の便数を確保することが難しいことから、現在運行しております角田妙光寺入口発 6 時 25 分発の始発便が減便することとなりました。また、運行ダイヤについても、巻駅発 16 時 10 分の便が従来よりも約 10 分遅くなっています。

4 ページをご覧ください。4 ページから 9 ページにかけては、運行系統別の運賃表を記載しております。運賃については基本的に従来と変更ございませんが、全便、大原神社前と松野尾を通るルート変更をしたことから、赤字となっている一部区間の運賃が変更となっております。距離に応じて運賃が上がっていく対キロ運賃制の設定となっており、今回変更となる赤字部分については、現在、新潟交通観光バス株式会社が設定している運賃よりも部分的に安くなる運賃設定となっております。

12 ページをご覧ください。車両については、50 人乗りの中型バス 2 台を使用することで、現在調整の準備を進めていただいております。

当該路線の令和 3 年度から令和 5 年度の利用実績では、朝夕の通勤時間帯を含め、1 回の運行における乗車人数の最大数は 30 名から 40 名程度となっており、バス車両のサイズ的にも、小中学生が通学する時間帯に対応可能であると考えております。

今回の変更内容については、西蒲区役所より沿線の地域、小中学校へ説明を行い、先月 25 日に開催された西蒲区意見交換会において地元関係者に同意をいただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。

(和田委員)

今お聞きして思ったのが、新潟交通さんの代わりに引き受けてくださる太陽交通さんやウエスト観光バスさんなどは、新潟交通さんは運転手不足により引き受けられなくなったという理由でいらっしゃいますが、タクシー会社とか、どこのバス会社さんでもドライバー不足ということは見聞きしております。今は大丈夫だから引き受けてくださったので、それ

はありがたいと思うのですが、今後、本当にどんどんドライバーさんが高齢化していると聞きますし、今後、この引き受けてくださった事業者さんのドライバー不足に対する見込みはどうなっているのか、確認させていただきたいと思います。

(鈴木会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

全国的に、冒頭申し上げましたとおり、和田委員おっしゃいますとおり、運転手不足というものは大きな課題になっているという状況でございます。

やはり、私ども新潟市、行政におきましても、運転手不足に対しまして対策を講じていく、そういった段階にきていると考えております。私どもとしても、令和6年度、本年度の予算の中で、大型2種免許の所得の助成ですとか、そういった運転手確保策といったものを予算化させていただいている状況でございます。

おっしゃられますとおり、各事業者の皆様、非常にご努力いただいて雇用活動に努めていただいていると認識はしておりますけれども、ただ、全体として、運転手の全体のパイの奪い合いの部分が出てきているという状況でございます。そういったことを踏まえますと、やはり、先の部分が明るいというわけではございませんけれども、我々も、そして事業者の皆様も、連携しながら努力を重ねていってドライバーの確保といったものに努めていきながら、また、冒頭申しましたとおり、各交通事業者の皆様と、大型バスでなければだめなのかとか、ここは例えばジャンボタクシーでも可能なのかといったような役割分担といったものも、協力しながら考えていく必要があるかと考えております。

ありがとうございます。

(和田委員)

それについて、新潟交通さんにはドライバーの人材育成についても補助されるということなのですが、ではほかの事業者さんに対しても、具体的にそういうことはあるのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

少し言葉が足りず申し訳ございませんでした。令和6年度に予算化をいたしました運転手確保の事業につきましては、新潟交通さんをはじめとした路線バスを運行できる、そういった事業者を対象としたいと考えております。

(鈴木会長)

よろしいでしょうか。

(和田委員)

なるべくそれがうまくいって、引き受けてくださった事業者さんがまたドライバー不足で、引き受けられないということがないように、配慮をお願いしたいと思います。

(佐藤委員)

ハイヤー・タクシー協会の会長で、太陽交通として少し質問します。

今の回答で、バス路線の運転手の免許取得という話が出ましたけれども、今当社でやっている路線バス、そのドライバー確保のための免許取得費用も出るのですか。

(事務局)

ありがとうございます。

私どもとしましては、まずは大型バスの2種免許の取得経費というところからスタートしながら、全体の状況を踏まえて検討していきたいと考えておりますので、まずは大型バスの、大型免許2種の取得の経費の助成からスタートしたいと考えています。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

タクシー事業者には補助なしということですね。

というのは、大々的に新潟交通さんの話題が出てしまって、あの出方は新潟交通さんが責められるような感じであまりよくないとは思うのですけれども、確かに今、こういうふうに、この3路線の協議ですけれども、実際、乗車される方が減っている。効率よく運行するという意味で、車両を小さく、ジャンボタクシーだとか小型のタクシー車両とか、そういったものを利用しながら公共交通を確保するという方向になっていくのだと思います。ですので、新潟市のこういった路線に協力する事業者に対しては、免許取得の補助を、今年度は予算が無いのでしょうから、来年度は検討していただきたいと、意見として申し上げます。以上です。

(鈴木会長)

事務局、今、お答えすべきことはありますか。特にありませんか。

(事務局)

ありがとうございます。今ほどお話がございましたとおり、新潟市におきましても、中型も含めたバスという形のほかに、これから協議事項としてご説明させていただきますエリアバス×タクなど、タクシー車両なども使った運行ということで、さまざまな形で、地域の移動の確保というものに務めさせていただいておりますし、タクシー業界の皆様からも、そういった新潟市の方向性にご尽力、ご参画いただいていることに改めて感謝申し上げたいと思います。

今ほどのご意見にもございましたけれども、我々としては、まずは運転手不足対策の中で、限られた財源の中でもございますので、まずは大型のバスという形からさせていただいて、やはり大量輸送というところの部分から手を付けさせていただくということでございますけれども、さまざまな状況の変化といったものも捉えながら、今後検討していきたいと考えております。

(和田委員)

今の意見に関してですが、利用者としては本当にまず公共バスを使いたいのですが、特に高齢者などは、バスに乗りたくてもバス停まで行けないとか、バスから降りてまた病院とかそういったところへ行くことが大変だと、なかなかバスに乗りたくても乗れない高齢者がたくさんいます。その点、タクシーでしたら玄関から玄関まで行ってもらえるということで、利用したいのですが、それもまたお金の面でなかなか利用できない。この物価高の折で食費を切り詰めているのに、タクシー代まではとても、という方はたくさんいらっしゃいます。

そういう観点から考えても、今回のように太陽交通さんなど、タクシー会社さんが手を挙げてくださっているのですが、こういう地域の公共交通として、これからは人口も減っていくわけですし、特に昼間など大型バスを走らせているのは、本当に無駄だと思っている市民はたくさんいます。大型バスに一人、もしくは全く乗っていないようなバスが昼間走っている。これが本当に大きなCO2削減の面から言っても無駄だと思っている方がたくさんいます。そういうことから考えても、もっと小さな車両とか、高齢者とか、あるいは妊婦さんとかそういう方が、タクシーをもっと活用できるような環境があればいいなと考えています。そういう意味で、こちらからおっしゃったように、タクシー業者さんへの市の支援も、ぜひ利用者としてもお願いしたいと思います。

(鈴木会長)

事務局から回答ありますか。特になしですか。

(事務局)

ありがとうございます。

私どももやはりタクシーが公共交通として、しっかり新潟の移動のインフラとして機能していただいていることに、改めて感謝申し上げたいと思っております。

一方、公共交通といった観点の中で考えたときに、やはりドアツードアといったようなものが、公共交通としての機能としてどうなのかという部分は、さまざまな議論があるところだと思います。我々としても、乗合タクシーという形で、南区ですとか北区で運行させていただいております。ドアツードアの形ではございませんけれども、乗り合ってください、一定のバス停のところまで、いわゆるタクシーに乗るための停留所まで来ていただくという形

ではございますけれども、価格帯を一定程度のところでは抑えながら運行しているという事例などもございます。まだ社会実験の段階でございますけれども、そういったものの積み重ねなどもしていきながら、やはり地域の中で一番移動手段として定着をし、使われる、そういったものに地域の皆様と一緒にしていく必要があるのかなと考えております。

ありがとうございます。

(鈴木会長)

ほかに委員の皆様からご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、【西蒲区】路線バス（巻～松山～角田線）運行計画（案）につきましては、本会議の同意が得られたものといたします。

最後になりますが、【北区长浦地区】エリアバス×タク運行計画（変更）（案）について、ご説明をお願いいたします。

(北区総務課)

協議事項（4）【北区长浦地区】エリアバス×タク運行計画（変更）（案）について、北区地域総務課 近藤よりご説明いたします。

エリアバス×タクは、北区长浦地区から豊栄病院間を結びます地域の公共交通として、バス軸とエリアタクシーを組み合わせることで、運行の効率化を図った新しい公共交通システムとして、令和4年10月より運行を開始いたしました。運行は、長浦コミュニティ委員会と新潟市エリアバスタク連盟、そして新潟市が三者協定を結びまして運行しております。

資料4「【北区长浦地区】エリアバス×タク運行計画（変更）（案）について」をご覧ください。

一昨年度の運行開始から、さまざまな課題や利用者、地域からの要望があった点につきまして変更し、利便性を高め、利用者の増加を図るために行います。

2、変更点の詳細についてです。今回の変更は3点となります。

まず1点目は路線の変更です。資料4-1【北区长浦地区】エリアバス×タク運行計画（変更）（案）の4ページ、5ページをお開きください。利用者アンケートですとか地域からの要望があった鷺津・長場集落を通る路線および病院や買い物需要にこたえる路線に変更し、終点を豊栄病院からウオロク豊栄店のある34番、石動一丁目まで延伸いたします。

2点目はエリアタクシーの拡大です。資料の5ページをご覧ください。利用実績の少ないエリアタクシーの利用範囲を拡大し、利便性の向上を行います。具体的には、資料中央の黄色の着色部分の内沼地区におきまして、N「六軒沖」およびM「勘七新田」に乗り場を増設いたします。また、これまでバス停まで距離のあった里飯野地区、左下の黄色着色部分になりますけれども、こちらにエリアタクシーの範囲を拡大いたします。

3点目はダイヤの変更です。詳細は資料の9ページに記載しておりますけれども、今回の1点目、2点目を踏まえた時刻に変更いたします。

今回の変更につきましては、7月の運行からを予定しておりまして、先月実施しました北区での意見交換会です承をいただいております。

以上が運行改定の内容となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

ただいま北区地域総務課から説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はありますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、【北区長浦地区】エリアバス×タク運行計画(変更)(案)につきましては、本会議の同意が得られたものといたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。進行を事務局へお返しいたします。

(司 会)

円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。本日の議事録につきましては、後日、委員の皆さま宛に送付させていただきますので、発言内容のご確認をお願いいたします。

なお、次回の地域公共交通会議は、令和6年8月頃の開催を予定しております。

また、協議事項1から3の運賃にかかる内容につきましては、このあと運賃等協議会を開催し、協議をさせていただきます。運賃等協議会につきましては、15時30分から開催いたしますので、引き続き出席をお願いしております委員の皆様は、お時間にはご着席をお願いいたします。

なお、運賃等協議会の協議結果につきましては、後日、地域公共交通会議の委員の皆様にご報告させていただきます。

最後になりますが、本日出席を予定しておりました出口委員が欠席となりましたので、出席者は8名となりますが、委員総数10名の過半数を超えておりますので、会議規則第5条第2項の規定により、本会議が成立することを改めてご報告させていただきます。

以上をもちまして、令和6年度第1回新潟市地域公共交通会議を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。